平成２５年（フ）第１１５０７号
東京都杉並区井草２丁目８―17―302
債務者　高橋　麗奈
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５０９号
東京都大田区大森西３丁目１―16―726
債務者　宮崎　友宏
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５１１号
東京都足立区島根２丁目30―22―401
債務者　新田　法子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５１７号
東京都世田谷区北沢４丁目32―24
債務者　三浦　勝美
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５２０号
東京都品川区旗の台２丁目１－９―402
債務者　守谷　雅彦
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３５号
岡山市北区富原3830－５エトワール矢城Ｂ305、住民票上の住所岡山県倉敷市上富井94番地１
債務者　矢野　仁美
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７号
岩手県宮古市舘合町３番10号　コーポ舘合101号室、旧住所東京都足立区西新井５丁目４番10号　ベルシオン西新井101
債務者　高橋　武巳
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月27日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第１６８１号
横浜市鶴見区生麦４丁目30番16号
債務者　山城　誠代（旧姓笠）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８８号
横浜市都筑区北山田３丁目27番１―502号
債務者　田淵　邦治
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１号
栃木県那須塩原市新緑町92番地257　コレクティブハウス2001Ｂ―102号、前住所栃木県那須塩原市青木1176番地39
債務者　倉澤　　滋
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月９日午後１時15分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１０３４９号
東京都江東区亀戸５丁目21―６―302
債務者　櫻田　修二
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４３８号
東京都千代田区内神田３丁目16―４―302
債務者　松倉　保昭
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５１６号
東京都足立区神明２丁目８－３―205
債務者　井上美代子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４５号
東京都八王子市小宮町896番地３
債務者　中川　英樹
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月９日午後３時
東京地方裁判所所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１８６１号
横浜市中区仲尾台34番地　仲尾台ハイツ101号室
債務者　川野邊陽子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部